

# 第15回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月25日(土曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都品川区東五反田一丁目11番15号 電波ビル8階  
UTグループ株式会社 本社

◆ご来場には事前申込が必要です。9頁をご参照ください。

## 目次

第15回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	10
事業報告	27

### バーチャル株主総会の開催について

本株主総会は当社専用の株主総会用ウェブサイトにアクセスし、オンライン上でご質問や議決権行使を行うことができる「バーチャル株主総会」を採用しております。詳細は7～8頁「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。



はたらく力で、  
イキイキをつくる。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より当社への格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに当社第15回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

1995年の創業から27年、私たちのミッションである「はたらく力で、イキイキをつくる。」に込めた想いを大切に、成長を遂げてまいりました。“はたらく”には「傍（はた）を楽（らく）にする」という語源があると言われています。“はたらく”ことによって自分のみならず周りの誰かを楽にし、それが巡り巡ってイキイキをつくり出している、というのが「はたらく力で、イキイキをつくる。」の意味であり、私たちの変わらない想いでもあります。組織として考えれば、一人ひとりがつくり出す“イキイキ”の総和が、結果としてより良質な職場をつくることにつながり、UTグループの持続的成長の源泉となってきたと、私たちは理解しています。

足元では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で社会経済環境が大きく変わりつつあります。この変質によって、はたらく人の価値観はさらに多様化していくことでしょう。また、派遣人材、外国人、フリーランスといった人たちは、今はマイノリティでも5年、10年後には主戦力としてはたらく状況になるでしょう。私たちは、これからの「はたらく方」の多様化を支えるプラットフォームを創り、はたらく意欲を持った一人でも多くの人へ「はたらく機会」を提供してまいります。そして、“イキイキ”の総和を大きくしていくことで、はたらく人と企業がともに成長できる世界を実現したい、そのような強い意志で新たな1年をスタートさせます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月



代表取締役社長

若山 陽一

証券コード 2146  
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目11番15号  
**UTグループ株式会社**  
代表取締役社長 若山 陽一

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、当社専用の株主総会用ウェブサイトにアクセスし、オンラインにて株主総会に出席し（以下、「バーチャル出席」といいます。）、ご質問及び議決権行使を行っていただくことができます。詳細は、7～8頁の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。また、当日ご出席願えない場合であっても、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことができます。事前の議決権行使につきましては、5～6頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、10頁以降の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年6月24日（金曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、9頁の「第15回定時株主総会 ご来場事前申込のご案内」のとおり、本株主総会では、ご来場いただける株主様を5名に限定しておりますので、その他の株主様におかれましては、書面若しくはインターネットによる事前の議決権行使、又はバーチャル出席による議決権行使をお願い申し上げます。また、同様の観点から、議長を含む当社役員は会場に来場いたしますが、株主様とは異なる場所から参加することとしております。したがって、ご来場いただく株主様におかれましても、当社役員との対話等はモニタを通して行っていただくこととなりますので、ご留意のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	2022年6月25日(土曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
2	場所	東京都品川区東五反田一丁目11番15号 電波ビル 8階 UTグループ株式会社 本社 ※昨年と異なりますのでご注意ください。
3	目的事項	<p><b>報告事項</b> (1) 第15期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第15期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件① 第2号議案 定款一部変更の件② 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件</p>
4	インターネット開示に関する事項	<p>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下に掲げる事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。</p> <p>◆<b>事業報告の以下の事項</b> 「当連結会計年度の事業の状況※1」、「財産及び損益の状況の推移」、「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「その他株式に関する重要な事項」、「会社役員の状況※2」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「(ご参考)コーポレート・ガバナンス強化への取り組み」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」</p> <p>◆<b>連結計算書類の以下の事項</b> 「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」</p> <p>◆<b>計算書類の以下の事項</b> 「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」</p> <p>◆<b>監査報告書の以下の事項</b> 「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査役会の監査報告」</p> <p>※1 「当連結会計年度の事業」の状況のうち、「事業の経過及び成果」を当社ウェブサイトに掲載しております。 ※2 「会社役員の状況」のうち、「責任限定契約の内容の概要」及び「社外役員の当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要」を当社ウェブサイトに掲載しております。</p>

以上

- 当社ウェブサイトURL <https://www.ut-g.co.jp/ir/library/meeting/>
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 株主総会当日までに感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてその旨掲載いたします。

## 株主様向け会社説明会のご案内

本株主総会終了後、株主様向け会社説明会を開催させていただきます。引き続き、ご参加ください。

**【日時】 2022年6月25日（土曜日）第15回定時株主総会終了後から**

**【内容】 事業説明及び質疑応答**

### 注意事項

- 開催時間は、約1時間程度を予定しております。本株主総会終了後、開催前に約10分程度の休憩を設けさせていただく予定です。
- 本説明会は、本株主総会同様に当社株主総会ウェブサイトを通じて、事業説明及び質疑応答を実施いたします。  
バーチャル出席されている株主様は、議長の指示に従って「質問」タブの送信フォームよりご質問をいただけます。また、当日会場出席されている株主様は、議長の指示に従ってご発言をお願いいたします。
- 株主様のご関心が高い事項（事業説明に関するご質問及び経営政策に関するご質問等）について、議長の判断によりご説明させていただきます。  
なお、すべてのご質問に対してご説明することができない場合もございます。あらかじめご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

10頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 電磁的方法（インターネット）による議決権行使



パソコン又はスマートフォンから、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限

2022年6月24日（金曜日）  
午後6時行使分まで

## 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



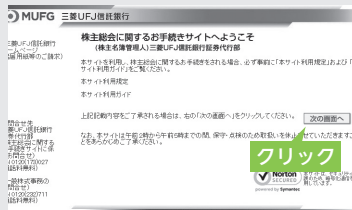
スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「二次元コード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

### ！ ご注意

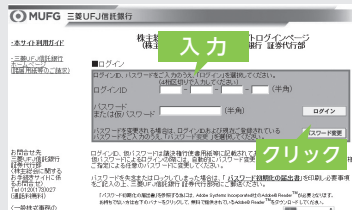
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## 議決権行使手順

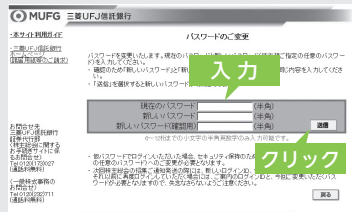
### ① 議決権行使サイトへアクセス



### ② ログインする



### ③ パスワードを登録する



以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

#### 行使期限

2022年6月24日（金曜日）  
午後6時到着分まで

### バーチャル出席



当社の指定する株主総会用ウェブサイトアクセスし、ログイン後、画面の案内、議長の指示に従って議決権をご行使ください。詳細は7～8頁をご参照ください。

#### 株主総会開催日時

2022年6月25日（土曜日）  
午前10時

### 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。ご来場には事前申込が必要です。詳細は9頁をご参照ください。

#### 株主総会開催日時


2022年6月25日（土曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

### 議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面と電磁的方法（インターネット）により二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権行使を行った株主様が、当日バーチャル出席での議決権行使をされた場合
  - ① 当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
  - ② 当日の議決権行使が確認できなかった場合は、事前の議決権行使を有効とします。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）



## バーチャル出席のご案内

本株主総会には「バーチャル出席」いただけます。事前質問機能のほかに当日質問機能、当日議決権行使機能がございますので、ご利用ください。

### バーチャル出席 ログイン方法

お手元の議決権行使書用紙をご確認いただきながら、以下ログインページより必要事項をご入力の上、ログインをお願いいたします。

#### 【ログインページURL】

<https://web.sharely.app/login/UTG-15>

#### 必要事項

- ・株主番号
- ・郵便番号
- ・保有株式数



議決権行使書用紙をご確認  
いただき、ご入力ください。

※株主番号等がご不明な場合は、以下URLをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

※議決権行使書用紙を投函される場合は、「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、お手元にお控えください。

UTグループ株式会社 第15回定時株主総会

株主番号

例) 012345678

郵便番号

例) 150-0044

保有株式数

例) 1000

ログイン

このウェブサイトは？

株主番号等はどこで確認できますか？

代理人としてログインを行う

Are you an overseas resident?

### 事前のご質問方法について

ログイン後、「質問」タブの送信フォームより質問を受け付けております。

【受付期間】2022年6月9日（木曜日）～2022年6月17日（金曜日）午後6時

※株主様のご関心が高い事項（決議事項に関するご質問及び経営政策に関するご質問等）については、議長の判断により、本株主総会でご説明させていただきます。

なお、すべてのご質問に対してご説明することができない場合もございます。あらかじめご了承ください。

### 当日 バーチャル出席からのご質問方法について

ログイン後、「質問」タブの送信フォームより質問を受け付けております。

【受付時間】2022年6月25日（土曜日）本株主総会開始後から議長の指示した時間まで

※株主様のご関心が高い事項（決議事項に関するご質問及び経営政策に関するご質問等）については、議長の判断により、本株主総会でご説明させていただきます。

なお、すべてのご質問に対してご説明することができない場合もございます。あらかじめご了承ください。



## 当日 バーチャル出席からの議決権行使方法について

ログイン後、議長の指示に従って、「決議」タブより賛否をご入力ください。  
事前に書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権行使を行った株主様が当日ご出席された場合には、

- ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
- ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

## 注意事項

- バーチャル出席は株主様ご本人に限定し、代理人による出席はお受けいたしません。
- バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長が判断した場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。
- 質疑応答は、本株主総会における目的事項に関連する範囲でご質問をお願いいたします。
- 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってバーチャル出席の株主様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- 株主総会当日のバーチャル出席におきまして、株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルについてはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

## オンデマンド配信等

- 後日、株主総会当日の様様を当社ウェブサイト（<https://www.ut-g.co.jp/ir/library/meeting/>）にてオンデマンド配信することを予定しております。
- オンデマンド配信は、株主総会の映像・音声を利用し、株主様との質疑応答部分等一部を削除や編集して行う予定です。
- 事前質問及び当日株主総会において株主様から多くお寄せいただいた質問、他の質問と重複しないものを中心に、後日、回答を当社ウェブサイトに掲載することを予定しております。

## バーチャル株主総会に関するお問い合わせ先

### 【バーチャル株主総会Sharely問合せ窓口】

電話番号：03-6416-5286

受付時間：2022年6月25日（土曜日）

午前9時～本株主総会及び株主様向け会社説明会終了まで

## 第15回定時株主総会 ご来場事前申込のご案内

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席数を縮小し、ご来場を5名様に限定させていただきます。そのため、本株主総会の会場でのご出席は「事前申込」とし、定員を上回るお申し込みがあった場合には、公正な抽選を行います。

事前にお申込みのうえ、当選した株主様が当日会場にて本株主総会にご出席いただけます。

### 事前申込の方法

ご来場お申込み専用ウェブサイトより必要事項を入力の上、お申込みをお願いいたします。お申込みは株主様おひとりにつき、一度限り有効です。

●受付締切：2022年6月17日（金曜日）午後6時まで

●お申込み手順

- ①ご来場お申込み専用ウェブサイトへアクセス (<https://web.sharely.app/e/UTG-15/reservation>)
- ②株主番号・郵便番号・当社の保有株式数を入力しログイン  
(お手元の議決権行使書用紙をご参照ください。)
- ③メールアドレスを入力し、送信
- ④届いた予約受付メールに記載のURLへアクセス
- ⑤お申込み完了



迷惑メール対策等の設定をされている場合は、次のドメインを受信できるよう設定をお願いいたします。  
@sharely.app

### 当選のご連絡について

抽選結果につきましては、2022年6月22日（水曜日）に事前申込で入力いただいたメールアドレス宛にご通知いたします。

### 注意事項

- ご来場の際は「議決権行使書用紙」とメールにてご通知いたします「ご来場確定通知」の2つが必要となります。「ご来場確定通知」は、メール画面をプリントアウトしてお持ちいただくか、スマートフォン・携帯電話等で通知画面を係の者にご提示ください。「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合には、ご入場をお断りさせていただきます。
- 受付の際は検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱があると認められる株主様には、入場をお断りさせていただきます。
- 当日はマスクのご持参と会場内での常時着用、手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。また、本株主総会は運営スタッフのマスク着用等、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止策を講じたうえで開催いたします。
- 当日の株主総会における議事進行のご視聴、質疑応答及び議決権行使等は、会場に設置されているモニタを通して行っていただくことを予定しております。議長及び役員は別室から出席となりますので、あらかじめご了承ください。

## 第1号議案 定款一部変更の件①

当法定款を以下のとおり変更することについて、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

#### (2) 電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、電子提供措置に関する規定及び書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### (3) その他

上記の各変更に伴い、条数の変更を行うとともに、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、本議案における定款変更について、附則に定めがあるものを除き、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、 <u>ならびに</u> 次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、 <u>並びに</u> 次の事業を営むことを目的とする。
1. ～7. (条文省略)	1. ～7. (現行どおり)
8. ソフトウェア・コンピューター・情報通信端末、その他マルチメディア関連システム <u>および</u> これらの周辺機器の研究、開発、運用、保守、輸出入、 <u>および</u> 販売事業	8. ソフトウェア・コンピューター・情報通信端末、その他マルチメディア関連システム <u>及び</u> これらの周辺機器の研究、開発、運用、保守、輸出入 <u>及び</u> 販売事業
9. (条文省略)	9. (現行どおり)
10. 投融資 <u>および</u> 保証事業	10. 投融資 <u>及び</u> 保証事業
11. ～14. (条文省略)	11. ～14. (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
<u>3. 監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	<u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主権利行使の<u>手続き</u>その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主権利行使の<u>手続</u>その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>3名以上10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(代表取締役) 第22条 取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第22条 取締役会はその決議によって、取締役(監査等委員である者を除く)の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)  (新設)</p>	<p>第25条 (現行どおり)  (業務執行の決定の取締役への委任)</p>
	<p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)  <u>第26条</u> 取締役会に関する事項については、法令および本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)  <u>第27条</u> 取締役会に関する事項については、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬等)  <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)  <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u>とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)  <u>第28条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。  2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)  <u>第29条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。  2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役の数)  <u>第29条</u> 当会社の監査役は3名以上5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任の方法)  <u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。  2. 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第33条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項については、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>38条</u>～第<u>41条</u>（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>33条</u>～第<u>36条</u>（現行どおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第1条 第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除及び損害賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会終結前の定款第37条第1項及び第2項の定めるところによる。</u></p> <p><u>（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 第15回定時株主総会終結前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び本定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日の6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第15回定時株主総会終結前の定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 定款一部変更の件②

当社定款を以下のとおり変更することについて、ご承認をお願いするものであります。

## 1. 提案の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症、自然災害の発生可能性を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催可能とする旨の規定の新設を行います。当社は、株主様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会  （招集） 第13条 （条文省略） 2. （条文省略） （新設）	第3章 株主総会  （招集） 第13条 （現行どおり） 2. （現行どおり） <u>3. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件①」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件①」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会において審議のうえ、その承認を得ております。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	出席回数／取締役会	取締役在任期間
1	わかやま よういち <b>若山 陽一</b> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役社長	20回／20回 (100%)	15年
2	そとむら まなぶ <b>外村 学</b> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	取締役	20回／20回 (100%)	3年

- (注) 1. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任された場合は、各候補者は同保険契約の被保険者に含まれることになり、2022年7月に同程度の内容で契約更新する予定であります。当該契約の概要については34頁をご参照ください。
2. 若山陽一氏、外村学氏と当社との間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

1

わかやま  
**若山**  
よういち  
**陽一**

再任

生年月日

1971年2月23日生

所有する当社株式数

9,031,178株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年10月 株式会社テンポラリーセンター入社
- 1991年9月 株式会社クリスタル入社
- 1994年5月 有限会社セイブコーポレーション設立 専務取締役
- 1995年4月 エイムシーアイシー有限会社設立 代表取締役社長
- 1996年7月 日本エイム株式会社（現UTエイム株式会社）代表取締役社長
- 2007年4月 当社 代表取締役社長（現任）

### 取締役候補者とした理由及び期待される役割

若山陽一氏は、当社創業以降、長年にわたり経営者として十分な実績と高い見識を有しており、当社グループの継続的成長のために強いリーダーシップを発揮しながら、当社グループ事業の発展を牽引してまいりました。当社グループの事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

2

そとむら  
**外村**  
まなぶ  
**学**

再任

生年月日

1968年1月21日生

所有する当社株式数

1,500株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 株式会社リクルート入社
- 2002年4月 同社 HR本部 総合企画部 ゼネラルマネージャー
- 2006年4月 同社 人事部 人事部長 兼 総務部 総務部長
- 2011年4月 同社 HRカンパニー 新卒領域企画室 カンパニーオフィサー
- 2012年5月 株式会社ベルシステム24 執行役
- 2014年3月 同社 常務執行役員
- 2014年3月 株式会社ベルシステム24ホールディングス 執行役員
- 2017年6月 当社入社 上席執行役員 社長室長
- 2017年7月 UTライフサポート株式会社 監査役
- 2019年6月 当社 取締役（現任）
- 2020年4月 当社 上席執行役員 経営改革部門管掌（現任）
- 2020年4月 UTコンストラクション株式会社 取締役
- 2021年4月 UTテクノロジー株式会社 取締役（現任）
- 2022年4月 UTエイム株式会社 取締役（現任）

### 取締役候補者とした理由及び期待される役割

外村学氏は、人事・コーポレートコミュニケーション・経営管理・デジタル領域を担当する取締役として、人事領域における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を活かし、当社の健全な経営運営に寄与しております。その経験が当社の事業の根幹である人材の成長を促進するとともにコーポレート・ガバナンスの強化及び経営体制の一層の充実化に活かされるものと期待し、取締役候補者としていたしました。

## 第4号議案

# 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件①」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件①」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会において審議のうえ、その承認を得ております。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	出席回数／取締役会	取締役・監査役在任期間
1	い が き      た い す け 井垣      太介      新任 社外 独立	取締役	20回／20回 (100%)	4年
2	さ さ き      ひ ろ こ 佐々木      裕子      新任 社外 独立	取締役	16回／16回 (100%)	1年
3	み づ か み      ひ ろ か ず 水上      博和      新任 社外 独立	監査役	20回／20回 (100%)	13年
4	し ま      こ う い ち 島      宏一      新任 社外 独立	—	—	—

- (注) 1. 井垣太介氏、佐々木裕子氏、水上博和氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、当社は同氏らとの間で、会社法423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を継続する予定であります。また、島宏一氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合も、同様の契約を新たに締結する予定であります。当該契約の概要についてはインターネット開示に関する事項の15頁をご参照ください。
2. 井垣太介氏、佐々木裕子氏、水上博和氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出ております。同氏らが社外取締役に選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、島宏一氏においても、独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、各候補者は同保険契約の被保険者に含まれることになり、2022年7月に同程度の内容で契約更新する予定であります。当該契約の概要については34頁をご参照ください。
4. 佐々木裕子氏は、2021年6月26日開催の第14回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会の出席回数は、就任後の取締役会の回数を記載しております。



候補者  
番号

1

いがき  
たいすけ  
井垣 太介

新任 社外 独立

生年月日

1973年5月4日生

所有する当社株式数

—

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録  
2001年10月 北浜法律事務所入所  
2008年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2013年6月 西村あさひ法律事務所入所 法人社員弁護士（現任）  
2018年6月 当社 社外取締役（現任）  
2018年6月 エン・ジャパン株式会社 社外監査役  
2020年6月 同社 社外取締役（現任）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

井垣太介氏は、クロスボーダー案件、M&A、事業再生、訴訟案件等の法務全般に関する豊富な実務経験を活かし、当社内においてコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から積極的に助言・提言を行っております。その経験が当社の成長及びリスク管理に今後も活かされると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

(注) 井垣太介氏は、エン・ジャパン株式会社の社外取締役であります。当社は、同社に求人に関する広告掲載料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。また、同氏は、西村あさひ法律事務所の法人社員弁護士であります。当社は、同事務所に法律相談に関する業務委託料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。

候補者  
番号

2

ささき  
ひろこ  
佐々木 裕子

新任 社外 独立

生年月日

1973年10月29日生

所有する当社株式数

—

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 日本銀行入行  
2001年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社  
2009年10月 ソニー株式会社 変革室付トランスフォーメーションデザイナー  
2010年10月 株式会社チェンジウェア設立 代表取締役社長（現任）  
2016年9月 株式会社リクス設立 代表取締役社長CEO（現任）  
2021年6月 株式会社新生銀行 社外取締役（現任）  
2021年6月 当社 社外取締役（現任）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐々木裕子氏は、株式会社チェンジウェアの創業者であり、数多くの企業の経営変革に携わった経験を活かし、人材育成の観点から社会・企業・組織・個人の変革を担うサービスを展開してまいりました。その経験が、当社の目指す“これからののはたらき方のプラットフォームになる”というビジョン実現に活かされると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

(注) 佐々木裕子氏は、株式会社リクスの代表取締役社長CEOであります。当社は、同社に教育に関する業務委託料を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。

候補者  
番号

3

みずかみ ひろかず  
水上 博和

新任 社外 独立

生年月日

1947年7月12日生

所有する当社株式数

—

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社	2007年8月	ミズカミアンドカンパニー株式会社設立 代表取締役
1998年6月	同行 取締役 米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長兼ナッソー支店長 委嘱	2008年12月	アドヴァンウェルスマネジメント株式会社（現アドヴァンキャピタル株式会社）設立 代表取締役（現任）
1999年6月	同行 常務取締役兼常務執行役員海外事業部長 委嘱		
2001年6月	同行 取締役兼常務執行役員		
2003年12月	株式会社あおぞら銀行 代表取締役社長	2009年6月	当社社外監査役（現任）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

水上博和氏は、長年にわたる金融機関での豊富な知識と経験により、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切かつ有用な発言が行われていることから、その職務が適切に遂行されていると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

（注）水上博和氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

4

しま こういち  
島 宏一

新任 社外 独立

生年月日

1957年12月5日生

所有する当社株式数

—

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年5月	株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社	2016年9月	グリー株式会社 社外監査役
1994年4月	株式会社リクルートフロムエー（現株式会社リクルート）総務人事部長	2016年9月	株式会社リグア 社外取締役（現任）
1997年7月	同社 取締役	2016年12月	株式会社東京一番フーズ 社外取締役
2001年4月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス） 財務マネジメント室エグゼクティブマネージャー	2017年12月	株式会社ディ・アイ・システム 社外取締役
2003年4月	同社 執行役員	2018年4月	日本電解株式会社 社外取締役監査等委員（現任）
2008年4月	株式会社リクルートコミュニケーションズ（現株式会社リクルート）代表取締役社長	2018年6月	Global Mobility Service株式会社 社外監査役（現任）
2010年4月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）顧問	2018年6月	公益財団法人塩事業センター 非常勤理事（現任）
2010年6月	同社 常勤監査役	2020年5月	株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役（現任）
2016年8月	協和畜産株式会社 取締役	2020年6月	株式会社コスモスイニシア 社外取締役（現任）
		2020年9月	グリー株式会社 社外取締役監査等委員（現任）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

島宏一氏は、これまで人事、総務、マーケティング、販売会社統括、社内外広報、宣伝、ブランドマネジメント、IR、財務、法務、コンプライアンスと幅広い分野の知識と経験をもとに会社経営や監査役を歴任してきました。その知識と経験が当社の目指す“これからのほたらき方のプラットフォームになる”というビジョン実現に活かされると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

（注）島宏一氏は、日本電解株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社グループと同社との間に事業取引に関する実績がありますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上高の1%未満であります。

ご参考

## 取締役会・監査等委員会のスキルマトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

		属性		求める経験・専門性							
		独立性	ジェンダー	企業経営	人材事業	グローバルビジネス	M & A	事業開発	人事・人材開発	ファイナンス・会計	法務・リスクマネジメント
代表取締役社長	若山 陽一			●	●		●	●			
取締役	外村 学				●				●		
監査等委員 である取締役	井垣 太介	●				●	●				●
	佐々木 裕子	●	●	●				●	●		
	水上 博和	●		●		●				●	
	島 宏一	●		●	●		●		●	●	●

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件①」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2008年6月23日開催の第1回定時株主総会において、年額500百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内と定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の経営体制、取締役の員数及び今後の経済情勢の変化等を総合的に勘案のうえ、34頁から35頁に記載の「当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」に沿うものであるとの指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会で決議していることから、内容は相当であると判断しております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件①」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案

**監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件①」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の経営体制、取締役の員数及び今後の経済情勢の変化等を総合的に勘案のうえ、34頁から35頁に記載の「当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」に沿うものであるとの指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会で決議していることから、内容は相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件①」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

(提供書面)

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,895百万円であり、その主なものは、事務所の統廃合及び当社グループのシステムの構築によるものであります。

#### ② 資金調達の状況

当社は、今後の事業拡大及び事業展開における機動的かつ安定的な財務基盤の構築を目的として、取引金融機関4行と総額100億円のシンジケートローン契約を締結しております。

#### ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

#### ④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

#### ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

## ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年5月に株式会社スリーエム中部、株式会社スリーエム東海及び株式会社スリーエムスタッフの全株式を所有する株式会社スリーエムの株式を追加取得し、全株式を取得したことにより、同4社を持分法適用関連会社から連結子会社といたしました。なお、2022年1月に株式会社スリーエムスタッフが株式会社スリーエム、株式会社スリーエム中部及び株式会社スリーエム東海を吸収合併し、UTスリーエム株式会社に商号変更しております。

2021年5月に株式会社プログレスの全株式を所有する株式会社プログレスグループの全株式を取得し、同2社を連結子会社といたしました。なお、2022年1月に株式会社プログレスが株式会社プログレスグループを吸収合併し、UTプログレス株式会社に商号変更しております。

2021年10月に富士通エフサス・クリエ株式会社（UT エフサス・クリエ株式会社に商号変更）の発行済株式の51%を取得し、連結子会社といたしました。

2022年3月にUTシステムプロダクツ株式会社の全保有株式を売却し、連結子会社から除外しております。

持分法適用関連会社については、2021年4月に株式会社アーキ・ジャパンの親会社である株式会社A Jホールディングス及び株式会社アクト・ジャパンの全株式を所有するJ-C E P株式会社の発行済株式の20%を取得し、同4社を持分法適用関連会社の範囲に含めております。なお、2022年1月にJ-C E P株式会社がJ A Gフィールド株式会社の全株式を取得したことに伴い、持分法適用関連会社は同社を含め、5社となっております。



## (2) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
UTエイム株式会社	500百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTコミュニティ株式会社	10百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
株式会社サポート・システム	80百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
株式会社シーケルホールディングス	435百万円	100.0%	グループ会社の経営管理
株式会社シーケル	50百万円	— (100.0%)	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTスリーエム株式会社	10百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTプログレス株式会社	10百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
Green Speed Joint Stock Company	59,000百万VND	51.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
Green Speed Co., Ltd.	52,000百万VND	— (51.0%)	製造業向けの人材派遣・請負事業
Hoang Nhan Company Limited	7,000百万VND	— (51.0%)	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTパベック株式会社	20百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTHP株式会社	30百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
FUJITSU UT株式会社	60百万円	51.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UT東芝株式会社	90百万円	80.0%	製造業向け人材派遣、プリンティング・情報処理サービス事業
UTME SC株式会社	30百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UT エフサス・クリエ株式会社	100百万円	51.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTテクノロジー株式会社	45百万円	100.0%	設計・開発技術者派遣・請負事業
UTコンストラクション株式会社	40百万円	100.0%	建設技術者派遣・請負事業
UTライフサポート株式会社	10百万円	100.0%	社内福利厚生事業
UTハートフル株式会社	10百万円	— (100.0%)	オフィスサービス事業（特例子会社）

- (注) 1. 議決権比率の( )は、間接所有割合を記載しております。
2. 当連結会計年度末日における当社の連結子会社は上記の重要な子会社20社であり、持分法適用関連会社は5社であります。
  3. 当社は、2021年5月に株式会社スリーエム中部、株式会社スリーエム東海及び株式会社スリーエムスタッフの全株式を所有する株式会社スリーエムの株式を追加取得し、全株式を取得したことにより、同4社を持分法適用関連会社から連結子会社といたしました。なお、2022年1月に株式会社スリーエムスタッフが株式会社スリーエム、株式会社スリーエム中部及び株式会社スリーエム東海を吸収合併し、UTスリーエム株式会社に商号変更しております。
  4. 当社は、2021年5月に株式会社プログレスの全株式を所有する株式会社プログレスグループの全株式を取得し、同2社を連結子会社といたしました。なお、2022年1月に株式会社プログレスが株式会社プログレスグループを吸収合併し、UTプログレス株式会社に商号変更しております。
  5. 2021年7月に水戸エンジニアリングサービス株式会社は、UT M E S C株式会社に商号変更いたしました。
  6. 当社は、2021年10月に富士通エフサス・クリエ株式会社(UT エフサス・クリエ株式会社に商号変更)の発行済株式の51%を取得し、同社を連結子会社といたしました。
  7. 当社は、連結子会社であったUTシステムプロダクツ株式会社の全保有株式を2022年3月に売却いたしました。これに伴い、同社を連結子会社から除外しております。
  8. 2022年4月にUTエイム株式会社のエリア戦略事業について、UTコミュニティ株式会社を吸収分割承継会社として吸収分割しております。
  9. 2022年4月にUTコミュニティ株式会社が、UTHP株式会社、株式会社サポート・システム、株式会社シーケルホールディングス、株式会社シーケル、UTプログレス株式会社を吸収合併し、UTコネクスト株式会社に商号変更いたしました。
  10. 2022年4月にUTエイム株式会社が、UTパベック株式会社を吸収合併いたしました。
  11. 当社は、2021年4月に株式会社アーキ・ジャパンの親会社である株式会社A Jホールディングス及び株式会社アクト・ジャパンの全株式を所有するJ-C E P株式会社の発行済株式の20%を取得し、同4社を持分法適用関連会社の範囲に含めております。なお、2022年1月にJ-C E P株式会社がJ A Gフィールド株式会社の全株式を取得したことに伴い、持分法適用関連会社は同社を含め、5社となっております。

## 2 会社の現況

### (1) 会社役員の様況

#### ① 取締役及び監査役の様況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	若山 陽一	—
取締役	渡邊 祐治	上席執行役員 カスタマーソリューション事業部門管掌 Green Speed Joint Stock Company 取締役 UT東芝株式会社 取締役 UT エフサス・クリエ株式会社 取締役
取締役	外村 学	上席執行役員 経営改革部門管掌 UTコンストラクション株式会社 取締役 UTテクノロジー株式会社 取締役
社外取締役	鉢嶺 登	株式会社デジタルホールディングス 代表取締役会長 株式会社デジタルシフト 取締役会長
社外取締役	吉松 徹郎	株式会社アイスタイル 代表取締役社長 istyle Global(Singapore) Pte. Limited 取締役 istyle China Co., Limited 董事 株式会社プラネット 社外取締役 株式会社ISものづくり設立準備会社 代表取締役 株式会社Over The Border 取締役 株式会社Eat Smart 取締役 株式会社Dot&Space 代表取締役 株式会社istyle me 取締役
社外取締役	井垣 太介	西村あさひ法律事務所 法人社員弁護士 エン・ジャパン株式会社 社外取締役
社外取締役	佐々木 裕子	株式会社チェンジウェブ 代表取締役社長 株式会社リクシス 代表取締役社長CEO 株式会社新生銀行 社外取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	小松 理一郎	UTエイム株式会社 監査役 UTプログレス株式会社 監査役 UTスリーエム株式会社 監査役 UT東芝株式会社 監査役
常勤監査役	福森 正人	UTコミュニティ株式会社 監査役 株式会社サポート・システム 監査役 UTパベック株式会社 監査役 UTHP株式会社 監査役 FUJITSU UT株式会社 監査役 UT M E S C株式会社 監査役 株式会社シーケルホールディングス 監査役 株式会社シーケル 監査役 UTテクノロジー株式会社 監査役 UTコンストラクション株式会社 監査役 UT エフサス・クリエ株式会社 監査役 UTライフサポート株式会社 監査役 UTハートフル株式会社 監査役
社外監査役	水上 博和	アドヴァンキャピタル株式会社 代表取締役
社外監査役	吉田 博之	日本ハイウェイ・サービス株式会社 社外監査役 吉田公認会計士事務所 所長 株式会社ハイブレイン 代表取締役 一般社団法人事業承継協会埼玉支部 理事

- (注) 1. 当社は、鉢嶺登氏、吉松徹郎氏、井垣太介氏、佐々木裕子氏、小松理一郎氏、水上博和氏、吉田博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任し、同取引所へ届け出ております。
2. 吉田博之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 渡邊祐治氏、外村学氏、吉松徹郎氏、小松理一郎氏、水上博和氏、吉田博之氏は、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
4. 鉢嶺登氏は、株式会社デジタルシフトの取締役会長であります。当社は、同社に教育に関する業務委託料を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。なお、株式会社デジタルシフト以外の兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 井垣太介氏は、エン・ジャパン株式会社の社外取締役であります。当社は、同社に求人に関する広告掲載料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。また、同氏は、西村あさひ法律事務所の法人社員弁護士であります。当社は、同事務所に法律相談に関する業務委託料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
6. 佐々木裕子氏は、株式会社リクシスの代表取締役社長CEOであります。当社は、同社に教育に関する業務委託料を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。なお、株式会社リクシス以外の兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 当社は、経営監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の上席執行役員は、以下のとおりであります。なお、その他執行役員は7名であります。

会社における地位	氏名	担当
上席執行役員	筑 井 信 行	マニユファクチャリング事業部門
上席執行役員	山 田 津 寿	エリア戦略事業部門
上席執行役員	山 岸 建太郎	キャリア開発部門
上席執行役員	守 安 智	事業開発部門
上席執行役員	山 田 隆 仁	経営基盤部門

## ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はございません。

## ③ 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての当社子会社の役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反であることを認識した行為や、被保険者の犯罪行為等に起因して生じた損害については填補の対象外としております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

### a. 当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を2021年2月10日開催の取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、役員報酬規程に基づき、同規程において定めた格付テーブルを基準とする基本報酬と業績連動報酬並びに非金銭報酬により構成されるものとする。取締役の金銭報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬により構成され、社外取締役の金銭報酬については、独立性・客観性を保つ観点から基本報酬のみを支払うこととし、非金銭報酬については株主総会決議に基づき適宜支給する。

- ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針  
基本報酬は、業務執行を条件とした金銭による固定報酬とする。基本報酬の金額は、株主総会決議の範囲内で、代表取締役が前年度の業績評価を基に定めた各取締役の格付に基づき基準額を決定し、当該基準額に基づき決定する。
- ハ. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、業績連動報酬の額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針  
業績連動報酬とは、法人税法第34条第1項第3号に定める利益の状況を示す指標を基礎とする現金報酬であり、期初に定める社内目標達成を支給条件に、毎年6月に、以下の方法によって決定のうえ、支給する。
- i. 業績連動報酬総額の上限は、連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」(以下「連結当期純利益」という。)の3% (円未満切捨て)とする。
  - ii. iによって算定した総額から、取締役の個々の業績達成度に応じた配分方法を決定する。
  - iii. 業績連動報酬は、対外予算未達成時及び、連結当期純利益が期初に定める水準に満たない場合には支給しない。なお、報酬付与対象の役員による不祥事が発覚した場合は、当該不祥事が行われた期間の業績連動報酬は返金するものとする。支給前に不祥事が発覚した場合は、当該不祥事が行われた期間の業績連動報酬は支給しないものとする。
- 二. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針  
非金銭報酬については、株主総会決議によってその内容を定め、必要に応じて、取締役会において当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議し、必要な手続を履践したうえで支給する。
- ホ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針  
種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、各種類の金額規模等を考慮して決定する。
- ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について全部又は一部の委任を受けるものとする。

#### b. 報酬等の決定プロセス

当社は、取締役の報酬等の決定に際して、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで当該答申を尊重し、株主総会で承認を受けた報酬総額の枠内で、各取締役に対する基本報酬及び業績連動報酬を取締役会にて決定しております。基本報酬は、各社内取締役の職務難易度、責任範囲等の要素を基準として定められた各人のグレードに基づき、所定の報酬テーブルに応じて算出しております。業績連動報酬は、各人の担う役割に応じて設定した基準額及び、インターネット開示に関する事項の6頁に記載された、当社の重要な経営指標である各利益指標を総合的に勘案し、達成度合いに応じた係数及び個人評価を連動させて支給額を決定しております。

#### c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。



d. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	149 (22)	103 (22)	46 (-)	-	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	31 (20)	31 (20)	-	-	4 (3)
合計 (うち社外役員)	181 (42)	134 (42)	46 (-)	-	11 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2008年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額500百万円以内（当該株主総会后取締役4名。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額100百万円以内（当該株主総会后監査役3名）と決議いただいております。
3. 業績連動報酬については、2022年3月期の業績を加味する前の引当金として費用計上した金額を記載しております。

e. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はございません。

f. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額  
該当事項はございません。

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---